

## 3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その6～ 財産は直接所有より間接所有の方がよい

### 1. 財産は資産管理会社で保有する

資産の所有形態は個人が自ら所有するのではなく、同族法人を介して間接所有することが望ましいと言えます。その理由は、資産を直接所有している場合には、資産の値上がり益や含み益のすべてが相続財産に反映され相続税の増加を回避できないことにあります。

一方、法人を介して間接所有していれば、法人が所有する資産の値上がり益や含み益については、原則として、それらの含み益等に対して37%相当額の控除が行われた後の評価額に基づき相続税が課税されることとなるので、直接所有と比べて大きく税負担は軽減されます。

### 2. 間接所有していれば贈与対策も容易

生前対策としてその所有土地等を移転する場合の譲渡税を除く移転コストも、土地等の移転の場合、移転登記に伴う登録免許税及び不動産取得税の負担が不可欠であるのに対して、法人所有の場合には株式の移転に伴う移転コストもなく手続も簡単です。

そのため、毎年所有株式を少しずつ贈与していく方法も選択できます。

その上、土地等の場合は、利用区分を変更することなどの方法以外に自らの意思で相続税評価額を引き下げることが困難であるのに対して、取引相場のない株式等の相続税評価額は意図的、計画的に引下げることができるため、最も株価が下落しているタイミングで所有株式の移転を図ることも可能です。

所有資産の値上がり、含み益の増加など将来相続税の負担が大きくなる要素を考慮すれば、

**相続対策としての資産の所有形態は「支配すれども所有せず」とした間接所有のあり方が望ましいと考えます。**